

○深田委員長 ただいまより総務文教常任委員会を開会する。

当委員会に付託された議案は17件である。審査順序はお手元に配付の審査順表のとおり、総務部、総合政策部、財政部、危機管理部、教育部、生涯学習部として進めたいと思うが、御異議はないか。（異議なし）

総務部所管の議案の審査に入る。

議第56号「平成29年度焼津市一般会計補正予算（第4号）案」中、総務部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○松島副委員長 進行を交代します。

○深田委員長 今、21ページの歳入も係りますけれども、最後の社会保障・税番号制度システム維持管理費の旧姓等とかの意味がよくわからないというのと、詳細、もう少し詳しく説明をお聞きしたいというのと、年金基金の関係を統合するというのが補正予算で出てきたということは、来年度からそれがどういうふうになるのか、いつからこれが言われていて、そのシステムをいつからやらなければいけないのか、そういう説明というのが国のほうから示されている。変えるのか。どういう経過を経てこれが上程されているのかをお聞きしたいと思います。

○大澤情報政策課長 まず、旧姓表記の関係ですけれども、マイナンバーカードがございしますが、そちらに、旧姓、今の現の名字ではなくて、旧の姓をあわせて表記することが選択可能になります。そちらの表記ができるようにシステム改修等を行っていくというものでございます。

それと、あと、年金機構の関係ですけれども、これは情報連携といいまして、年金機構さんと各自治体さんの間で、必要な年金に係る手続のための情報を相互に情報交換、情報連携をして必要な情報を渡し合うというものでありまして、こちらについては、平成30年3月をめどに連携をできるようにしていきます。

平成30年3月につきましては、自治体から年金機構のほうに対する照会、事務手続に必要な情報を年金機構からいただくという、こちらからの照会の連携をまず第1弾として始めていくということになっています。最終的には、平成31年に、逆の、年金機構から自治体のほうに照会ができるようにしていくという目標になっております。

以上です。よろしいでしょうか。

○深田委員長 旧姓の表記ができるようにということで、今まではしなくても別に問題なかった。これが表記することがなぜ必要になったのか、何か不具合がこれまであったのか、それとも、カードの中身を充実させていくための、何か毎年ふえていくのかなどいうのをちょっと、いろんな報道もあるんですけれども、ふえていくんじゃないかと。その一環で旧姓の名前を表記するふうにするのか。その必要性というのがどういうところにあるのかなどちょっと疑問に思いましたけれども。

それと、あと、年金基金との連携をするということで、去年、年金基金の情報漏えいが報道されて、すごく年金生活者の方からも心配の声が上がっているんですけども、そういう心配が、今度自治体から情報を出すことになると思います心配になるんですけども、その辺のセキュリティーはどうなっていますか。大丈夫ですか。

- 大澤情報政策課長 まず、セキュリティーの関係ですけれども、機構さんのほうの漏えい問題等ありまして、この連携というのを年金機構の関係については非常にスケジュールを後回しにしたというか、慎重に機構さんの中のいろんな情報漏えいとかセキュリティーを高める施策を打っていただいた上で、万全を期してこの時期にわざとずらしているわけです。そこの中身につきましては、私どものほうでは詳細はわからないものですから、国もそこを非常に慎重に対応しろということで機構に対して指示をして、準備を整えた上でこういうスケジュールでやっていますので、そこは信頼するしかないかなと思いますけれども。

それと、旧姓につきましては、カード自体に情報がいろいろ積めるというわけじゃなくて、あくまでも旧姓を名乗りたい方とか旧姓を希望される市民の方がいらっしゃいますので、そういう方に対するニーズとして旧姓が併記できるような形をとるといいますので、特段複雑なことをやるというわけではないんですけれども。

以上でございます。

- 松島副委員長 進行を戻します。
- 深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第56号「平成29年度焼津市一般会計補正予算(第4号)案」中、総務部所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 深田委員長 総合政策部所管の議案の審査に入る。

議第67号「焼津市部設置条例の一部を改正する条例の制定について」、当局の説明を求め。

(当局説明)

- 深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 松島副委員長 一般質問でも、ここの部分に関しましてはさせていただいた部分なんですけど、その中では、文化に関することに関してはどんな効果が期待できるのかという形で質問させていただいているんですけど、例えば結構なんですけど、文化といっても非常に幅広いんですけど、音楽、芸能、美術とかいろいろあると思うんですけど、具体的にどこで例えばどんなことかということをもうちょっとお聞きできればうれしいなと思ったんですけど、文化に関するということに対する具体的な、どんなことに対してということを考えていらっしゃるのか、方向性があるようでしたら教えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。
- 飯塚政策企画課長 ただいまの松島副委員長の御質問でございました文化の効果という形でございます。今回、交流人口の拡大という大きな目的といいますか、そういったところで、交流推進部で文化、スポーツ、観光を所管するという形になっております。

その中で、文化につきましては、ただいま松島副委員長のほうからございましたが、文化センターでやっている事業であるとか、それから、市民文化祭という形を今現在行っておりますが、それにあわせて交流推進部でまとめてそういった活動を行うとともに、そこに来てくれた人が焼津のほかのところへ回っていくような、そういった仕組みをつくりたいという形で考えてございます。

そういった形で、今交流人口という形で、主には観光入り込み客数という形でカウントしておりますが、そういった文化、それとか、地域のお祭りとか、そういったところに来てくださる方を全て交流という観点で捉えまして、その方々に焼津市に多く触れていただきまして、それから、できれば宿泊していただいて、地域の活性化になるような、そういった仕組みをこれからつくるという形で考えてございます。そういう中で交流人口を1,000万人というところに伸ばすという形につなげていくという形でございます。

以上でございます。

- 松島副委員長 どうもありがとうございます。やはり文化センターというところがある中での事業、それから、焼津の持っている強みとして景観であるとかもあると思うんですけども、やはり、今、昨今見ていると、交流人口の拡大の中で、美術展覧会あたりは、静岡の県立美術館があつて、静岡市美術館があつて、藤枝にも1つありますけど、島田には大井川沿いのところに文化会館とかあつて企画展とかをやっている中で、やはり、美術とか郷土の歴史にかかわるようなものを勉強する機会というのが市民にも必要であるとともに、そういったものを、焼津の漁業資料館なんかもそうなんですけれども、焼津の持っている強みをもっと外に発信できるような文化的なものがあるのではないかと常々感じておりました。

水産に関しては、古い歴史と、幅広く、なおかつレベルの高い歴史を持っている中で、そういったものを外に対して発信していくというようなことも、これは要望としてなんですけど、考えられるのではないかなと思いますので、交流人口の拡大を図る上で、文化というところでは、外の方に焼津の魅力をもっともっと知っていただけるような施設が必要であるということと、施設がなくても、いろんな、今まである中の施設を使って企画展なんかもやっていくというような形の中で、それが人が集まるときにあわせてやるようなことで、例えば、みなとまつりの帰りに駅のところに行くと、焼津の水産の歴史が飾ってあるのがあったよとか、小さいことからでも結構なんですけど、文化的な部分というのは、正直申しまして、他市に比べて劣るのではないかなという、私はちょっと残念な気持ちを持っておりましたので、ぜひともそういう形で進めていただくということも、小さいことからなんですけれども、いいのかなと思いますので、要望を兼ねてお願いを申し上げます。ありがとうございました。

- 太田委員 部の設置、新しくするというのはいいことだと思うんだけど、観光行政を今まで観光課がやってきて、人数はどうなんだということで、入り込み客とかいろいろ話をさせていただきました。交流人口1,000万、現在、交流人口は何人と捉えているんですか。

- 飯塚政策企画課長 ただいまの太田委員の御質問で、交流人口の現在数でございますが、一昨日の一般質問のほうでも答えさせていただきましたが、観光入り込み客という形で

今捉えておまして、それが400万強という形で捉えております。

- 太田委員 現在400万と言われているんだけど、これを1,000万にするのは、焼津が今まで何十年とやってきて400万ですから、そんなに簡単にはいかないだろうなと思います。ただ、以前、観光の関係でお話をさせていただきました。じゃ、焼津にそれだけの受け入れ体制はありますかということなんですよね。交流人口をふやすには、スポーツでいくと全国大会を持ってきたり、県大会を持ってきたりという、大会を持ってこなくちゃならない。あと、焼津の宿泊施設が3,000受け入れるというのは難しいんですよ。あるホテルは中国人お断りというようなお話も聞いています。そういう中で、本当に、数字で1,000万と簡単に言うんだけど、じゃ、1,000万の根拠をどういうふうにしていくんだろうな、部の設置を行うことによってどうなっていくんだろうなと感じています。

もう一点、小泉八雲の関係で、私、プライベートで参加させていただきました。正式には議会には要請はありませんのでプライベートで参加させていただいて、残念ながら協会におんぶに抱っこで、本当に、焼津市民の皆さんが参加して熊本から北海道から来ている皆さんを歓迎するという様子が見られなかったですね。残念ながら。主催者の皆さんに聞くと、ねえ、市のほうがねと、こういうお話をされているんですね。口で文化とかいろいろ言うのは簡単なんですけども、そのようなことが実質なんですよね。

この部の設置によりまして、当然、人の配置をしていかななくちゃならないということだと思うんですよ。前回、観光課長に聞いたら、いや、私ともう一人いるだけで観光をやっていたと、こういう話ですから、どういうふうにしていくのかな。名目上の部を幾ら設置しても、中で動く人をどういうふうにしていくか。

熱海がよくクローズアップされまして、熱海の有名人が1人いるんだけど、この人は、夜夜中、携帯にいろいろなディレクターからマネジャーからいろいろ電話があっても、全部受け答えしてやるということなんです。今、働き方の問題が出ているんだけど、職員も、朝8時半から5時半で終わりという格好の動きの中で、本当に観光行政ができるのかなという感じがしています。これは実感なんですけども、それがまず1点あります。

それから、スポーツの関係でいきますと、今言いましたように、大会ですね。焼津市はレスリング、レスリングと言っているんだけど、ほかの野球からソフトからいろんな形があるんだけど、そういうもののスポーツ環境の整備、それから、協会があるんだけど、協会におんぶに抱っこじゃなくて、本当に市がどういう指導をしていきながらやっていくかと。他の県とかあれでは、新しいスポーツを立ち上げたり、今あるのを入れかえたりという形でいろいろ工夫をしながらやっているんだけど、実際、グラウンドゴルフにしても、焼津で大会をやったなんて聞いたことはないですね。島田は、マラソン大会からいろんなものを県外の人たちを呼んでやっているという。グラウンドゴルフもそうなんですけども、聞いているんですけども、そういういろいろな大会をやることによって、人を集めて、宿泊をしながら、それに観光を付随していくというような捉え方、流れをどうしていくか。観光だけに絞っても、人を集めるというのは非常に大変だと思うんですよ。その辺を部の設置に伴ってどういうふうにしていくのか、ちょっとその辺をお聞かせいただけるとありがたいです。

○飯塚政策企画課長 ただいまの太田委員の御質問、3つほどあったかと思えます。

まず最初に、交流人口1,000万人をどう実現していくかという御質問でございます。

まさしくただいま、焼津市の庁内の市長をトップします市長戦略会議のほうで、交流人口1,000万に向けてのプログラムをつくっているところでございます。その観点としましては、やはり、今までの観光イベントに加えまして、今までカウントしていなかった、そういった文化の催事であるとか、民間のそういったお祭りであるとか、そういったところも加えまして、それから、あわせましてスポーツの大会という形で、あと、産業の体験型、観光には入ると思いますが、そういったところを充実させていく。それとともに、新しい地域資源を生かした情報発信をしまして国内外から人を呼びましょうという形で、10年後に1,000万人を達成するプログラムをつくっているところでございます。そこのところを今年度中に仕上げまして、そちらのほうを1,000万人達成に向けて実行プログラムを今つくっているところです。そこを実行するところが、まさしく交流推進部を中心として行っていく。また、交流推進部だけではできませんので、庁内横断的な政策として行っていくという形でございます。

2点目としまして、主に観光を中心とした推進をするための人の配置という形で御質問がございましたが、この関係につきましては、この11月定例会で今回の議決をいただきましたと同時に、こちらの、具体的に人の配置、それから、所掌事務を詰めていくという形で、今年度中、そういった形で2月までには詰めていくという形でございますので、当然こういった形でこの政策に力を入れていくという形でございますので、人的、それから、予算的に重点的に配分をしていくというような形になろうかと思えます。

続きまして、3点目、スポーツ大会の誘致という形でございまして、先ほど、冒頭、1点目の御質問と重なる部分がございますが、まず、スポーツ大会の誘致という形で、現在でもシーガルドームのほうに3日にリニューアルオープンいたしまして、冷暖房がついたという形で、かなり多くの全国大会クラスの申し込みがあるという形を聞いてございます。その動きをこれからますます推進していくとともに、これから、6次総合計画のほうにもこういった施策について振興策をうたっておりますが、主にはプロスポーツの誘致です。それから、市民スポーツの拡充、あと、市民スポーツを生かした交流の拡大という形で、まさしく太田委員の御質問であったとおり、ここを拡充していくという形と、あと、全国大会等の大きなイベントの誘致という形で進めて、スポーツ交流人口の拡大に努めるという形で進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○太田委員 ありがとうございます。それで、もう2点ほど。

もう一点はインフラの関係です。観光地に行きますと、専門のバスが走っていたり、弁慶号みたいな形でバスを走らせたりということで、焼津は、駅前へ降りても、バスに乗っても、どう行っていいかわからないというのを非常に言われます。どこへ食べに行ったらいいかというのを言われます。そういうことで、当然、流入人口がふえるということは、食文化の関係も絡んでくるんですね。そういうものにどういうふうに対処していくか、まず1点お聞かせ願いたいと思えます。

それから、インフラの形と。2点目。

それから、もう一点は、焼津の人口は14万ですから、14万人が動いても14万なんですね。当然、1,000万というと、対外的な人たちをそれだけ引っ張ってこななきゃならない。ということは、じゃ、どういうふうにしたらいいかというのを、10年後に1,000万という言い方をしているんだけど、これから少子高齢化で人口減少が進んでいく中で、やっぱりターゲットはお年寄りなんですよ。お年寄りは、今、お金もあるし時間もあつるし、今、いろいろなところへ行きますと、お年寄りが山歩きをしたりというような形で、いろいろな形でお年寄りが動いているんだけど、やっぱり若者を引っ張るとするのは非常に大変だし、そういうお年寄りが喜んで参加できるような、そんな催しもやっぱり考えていかないと、多分、流入人口1,000万人は無理だろうなど、そういうふう感じています。その3点だけちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○飯塚政策企画課長 ただいまの太田委員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、インフラの関係がございまして、観光地めぐりのための足といいますか、バス、そういったところをどうするかという御質問でございましたが、まさしくこちらのバスにつきましては、現状としましては、市内のバス網といいますか、そういったところで観光地に対応していないという形は現状として認識しているところでございます。また、そういったところで、これからバス以外の案内、それから、交通手段としてどういったところがあるかというのを検討しているところでございます。まずは、観光地のルート、それから、動線というところをターゲット層別に見せまして、そこのおもてなし体制とともに動線、ルート化していくという形でございます。

また、インフラ等につきましては、また自転車等の活用も考えてございまして、その辺を、今、観光ビジョンといったところで昨年まとめましたので、その実行プログラムの中でまとめていくような方向性と考えております。具体的なところは、今、バスに関しましては、この場で説明する資料、それから、内容等ございませんので、今後の課題という形で捉えております。

それから、食文化への対応という形でございますので、こちらでもまさしく交流人口1,000万人のためのプログラムとしまして、焼津の地域資源ではやはり食といったところがメインで来ております。その中で、食文化の対応を、今、中心市街地活性化基本計画の中でもうたっておりますし、その辺を、これから具体化するという交流人口1,000万人のプログラムの中で実現していきたいと考えております。

また、民間イベント等もたくさん出てきておりますので、そことの連動、それから、新たなイベントという形でこれから検討していくという形になろうかと思います。

また、中部5市2町の連携中枢都市圏の中でもDMOという活動がございまして、その中でも食をテーマとしたプログラムが出てきております。その辺もこの12月末にはまとまってくる予定でございまして、でき次第ご紹介させていただきたいと考えております。

それから、今、交流人口1,000万人の実現のためのターゲット層、特にお年寄りの方に対する施策、事業という形で御質問でございましたが、まさしく委員のおっしゃるとおりだという形で捉えておまして、交流人口1,000万人の実現のプログラムの中で、こちらの高齢者の方の対応という形で事業を考えていくという形でございます。

例えば、今進めている中で、地方創生戦略の中でもあるんですが、山ルート、海ルー

トという形で、駅を中心としまして、海ルートにつきましては浜通り周辺、それから、山ルートにつきましては花沢の里、そういったところで、そこを回遊するプログラムを今つくってございますので、その辺を中心にこれからターゲット層を絞って、具体的な事業をつくり上げていくという形になろうかと思えます。

以上でございます。

- 太田委員 先般、観光課へ行きまして、中国のお客さんがパンフレットを欲しいと言われたものですから、行ったら、中国語のパンフレットもないんですね。当然、英語のパンフレットもありませんし、韓国語のパンフレットもない。本当に交流人口をふやすには、日本のお客さんだけではなくて海外の関係のお客さんもどうしてもふやさざるを得ないというところがあると思うんです。当然、海外には、中国もそうなんだけれども、県の出先機関があつたりするんだけれども、そういうところに問い合わせをしても、パンフレットはありませんよというような話なんですよ。実際、焼津市へ降りるお客さんがどれだけいるかということを僕もまず1点感じました。その辺のPRをネットだかいろいろなことでやりますよというお話をしているんだけれども、実際、焼津市で対応できるのかなという感じがまず1点しています。

それから、もう一点は、今、お年寄りのお話をされました。私は、インフラがどうなんだという話で、当然、お年寄り対応のインフラもやっていかないと、今の状況で歩けといつても、お年寄りにそんなに若者と同じような形で歩けるわけもございませんので、そういうものをどうなんだということも意味合いを含めてインフラのお話をさせていただいたんだけれども、実際、簡単に口で1,000万、1,000万と言うんだけれども非常に大変だろうなというのを聞きながら今お話をしているんだけれども、実際、いろいろな機微がわかって観光行政をとということならわかるんだけれども、ただ口で、ああやります、こうやりますと言っても、なかなかついていけないのが現実なんだろうけれども、実際頑張ってもらいたいな、焼津市のために頑張ってもらいたいな。

そのためには自転車もありますよというんだけれども、自転車レーンが、焼津市、あるところ、僕も記憶にないんだけれども、青い色で塗って自転車レーンだよというのは、いろいろな各市で見たりするんだけれど、焼津市のを僕はまだ見たことないんだけれども、そういうものも整備しながら自転車をというのならわかるんだけれども、そういうものの整備なしで自転車をと、どこを自転車に走らせるんだろうなと、こんな感じがしています。

だから、実際、いろいろなものに関連しての観光になっています。これは市の行政ですから、当然、観光部をふやすということは、そういうことも考慮しての話だと思うんだけれども、実際、いろいろなものの考え方がありますので、そういうものも配慮しながら頑張っていたいただきたいなと思えます。

以上です。

- 内山総合政策部長 ありがとうございます。今御指摘のとおり、政府においても、観光交流をもって社会の活性化をという運動が盛んになってきて、これを受けて仕事をやってきたわけですがけれども、太田委員御指摘のとおり、担当部局はもともとのイベントを処理するのに走り回って、なかなか新しいところへ手を伸ばすというようなことに気をやれなくなってきたという事実があります。したがって、今回、新しい部を設

置して対応するというのは、ただいま御指摘のいろんな課題、細かい施策の中身の御指摘がございましたけれども、その辺を新しい部でもってしっかり充実させていくというところがございます。1つの課の中の1つの担当がやっていたのを部として昇格をさせて、庁内全体で、隣の部が多分経済産業部になるでしょうし、水産部になるということになりますので、そこをリードして、市全体で交流を盛んにしていこうというものでございます。その際に、もともとスポーツ大会あるいは文化大会というのは外の人たちとの交流を基礎にしていますので、その施策と一緒に進めていこうというのが今回の狙いでございます。まさに今御指摘の課題になっているところを新しい部で充実していくというものでございます。よろしく願いいたします。

○川島委員 私は、個人的には、交流推進部ができるということはいいことだとは思いますが、焼津の観光行政を、これまでも自分の過去の人生の中でいろいろと経験させてもらった時期もあるんですけども、観光協会というものが当然ありますよね。市の観光課があって、観光協会に属するそれぞれの観光施設、飲食店とかホテルも含めて、そういったところを最終的には市がまとめていろんな行政をつくり上げるんでしょうけれども、なかなか、一番最前線のそういう施設とかホテル、旅館、飲食店、そういったところの要望というものが、観光協会で吸い上げて、それをまた行政が吸い上げて、形になったときに、ほとんど現場の意見が生きていないという、そういうことの繰り返しがこれまでもありました。

市内の観光施設を巡回するようなシャトルバスをつくってほしいというのは、もう20年前から叫ばれていることで、一向にそういうことが、それがあれば、もっともっていろんな方が気軽に市内を回遊できるというような意見がずっと前からあったんですけども、なかなかそういう意見というのは、当然お金もかかるものですから、現実的には反映されないという中で、たまたま数年後にはオリンピックがあったりラグビーがあったりするんで、交流人口をふやそうと何か思いつきのようになんかこういうような部が作られても、体質的に現場の意見を聞けないという体質がまだまだあったり残っていたりすれば、こういう組織を変えたにしても、余り効果がないんじゃないかなというふうに思います。

そういう意味では、観光協会の位置づけとか意見というのをどういうふうに捉えられているのかなということをまず1点確認したいと思います。

○内山総合政策部長 観光協会自体は外部の団体になるわけですけども、経過でいいますと、焼津市の場合には、焼津の市役所の中に置いてあったり、それが商工会議所が担当をしたり、また市役所の中に戻ったりというような経過がございます。なかなか観光協会が観光地のように一本立ちしていないという、産業のまちですのでいたし方ないところはあるんですけども、そういった経過の上で今御指摘のような点があったのかなということございまして、ただいま協会のほうといろいろ市も相談してまして、組織の例えば法人化を含めまして組織体制を充実していこうと。それで、市のほうも新しい部をつくっていこうということで、新しい体制に踏み出そうとしているという御理解をいただくとありがたいなと思います。

その中で、ただいま御指摘のような、これは市のほうからいうと、関係者の皆さんというのはみんな御商売ですので、自分がそのところへ積極的に出て行って、自分の手



でやってもらうというのが大原則なんですけれども、地域柄、少しそういったものがうまく回っていないところもあるのも事実ですので、そんなことで、商工会議所へ行ったり市役所へ来たりということを繰り返していたということがありますので、新しい体制の中で新しい時代の観光の推進の体制が整っていくということを標榜しながら今回の組織改正をするということで御理解をいただきたいというふうに思います。協会のほうの組織の充実についても、うちのほうからお願いをしながら今進めているという状況の中でございます。

○川島委員 市の立場、わかりました。実際には、観光客を誘致するといいますと、よっぽど、京都とかいわゆるそういう地域自体が観光地化されている場所であれば無条件にお客さんも来るんでしょうけれども、こちらへ呼ぼうとすれば、当然、旅行エージェントとの関係も生まれますし、そこにはいろんな金銭的なものも生まれてきます。そういうものというのは、現場のそれぞれの施設で対応するというのは大原則ではありますけれども、今、単体で、単独で、例えばさかなセンターがどこかの旅行会社に行って呼べるかという、もう時代的にはさかなセンタークラスでも呼べない時代です。それぐらい、やっぱり今、観光分野というのは、非常に国内の方を対象にすると難しい時代に入っている。今、海外からどんどんお客さんが来ているものですから日本の観光行政は右肩上がりで動いていますけれども、そういった海外のお客さんをいかに地方に呼び込むかというのが、今、国の政策として取り組んでいるところであって、例えば、長野県とか岐阜県とか、ああいう山の何もないようなところに、今、海外の観光客がどーんとなっているんですよ。それというのは、先ほど太田委員が言ったように、言語の問題で、例えば、インターネットで何か国語のホームページをつくって海外に発信する、全世界に情報を発信するという、そういう取り組みの中で、ああ、日本にもこんなおもしろいところがあるんだというところを逆に海外のメンバーが探し当てて来るという、そういう動きもあるわけです。

ですから、外国語のパンフレットがないということ自体が、もう既に終わっちゃっているような感じもありますけれども、そこからやっぱりもう一回スタートをして、どうしても日本の国内の日本人相手では限界があるものですから、やっぱり海外からのお客さんもどんどん焼津に来ていただけるような取り組みということも、これから必要というか、これからそれが重要になってくるんじゃないかなというふうに思うものですから、そういうところも含めて、ただ人が来て通り過ぎていけばいいという問題ではなくて、焼津に寄って食べ物を食べて、できれば温泉に浸かって泊まってもらってという、そういうような滞在型の交流人口ということを目指しながら、また、海外からの方も気軽に来られるような、そういった政策というものをまず現場のそういったところから意見を聴取しながら、どういう方向がいいのか、どういうやり方がいいのかということをよく聞いてもらった上でやっていかないといけないのかなというふうに思います。どうでしょう。

○飯塚政策企画課長 ただいまの川島委員の御質問と、先ほどの太田委員の御質問にもちよっとお答えしていなかった部分がございますので、まず、外国人向けのパンフレット、観光パンフレットという形でございまして、今、現状といたしまして、観光パンフレットで中国語、これが簡体語と繁体語という形で2つ、それから、英語のパンフレット

トというのが今ございます。そういったところでございますが、まだまだ足りていない部分もございますので、今後、そういうインバウンド、特に外国人の方が宿泊者もふえてございます。その方々が市内をどういう形で回遊して観光をしていただくといいところも課題となっておりますので、そこをそれぞれ、もう少し言語につきましても、今、中国の方が一番多くて、次が韓国の方という形でございますので、この辺の現状分析、それから対応という形で、まずそういったインバウンドの対応という形でおもてなし体制の構築をさらに強化していく。

それから、情報発信という、川島委員のほうでございましたが、まさしくそこが一番重要ななと思っています。海外の観光客につきましても、以前の団体から個人の観光客という形でシフトしております、やはり日本の地方といいますか、そういったところのよさを味わいたいという方がふえてきております。そういった観光客に対応するようなおもてなし体制を整備していくとともに、情報発信が重要でございますので、その辺を新たな課と事務分掌としまして、情報の発信というところを情報政策課という形で、AI、IoTとともにそういう情報発信といったところを強化していくという形でございますので、そこで新たに中心となって発信をしていくという形でございます。

また、AIとかIoT、いろいろ今ございますので、そういった最新の技術を生かした情報発信を心がけていくという形で新たな部、課でそこを推進していくという形で対応していきたいと考えております。

それと、あと、太田委員のほうの御質問に回答が漏れてしまったところで、自転車という形で御質問がございましたが、自転車につきましては、サイクルツーリズムという形で2020のオリンピックで伊豆の開催が決まっております、県内でも自転車の競技は機運を醸成しているところでございます。東部を中心にそういったサイクルツーリズムが盛んになっておまして、西部は浜名湖を中心に盛んになっております。中部につきましましてはちょっとおくられている感がございますので、静岡県につきましても、中部、全県下でこういった自転車を活用した交流を活性化していきましょうという形で進んでおります。

そこに対応いたしまして、焼津市におきましては、来年度、コース設定、それから、情報発信、それから、じかにそういったサイクルツーリズムのモデル事業を実施していく。それから、よくありますブルーライン、自転車のコースですね、そこにつきましましては、翌年度以降、ハード整備という形を実行していきたいという形で進めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○松島副委員長　じゃ、委員長を交代いたします。深田委員長、どうぞ。

○深田委員長　質疑もさせていただきましたので、今、皆さんの質問を聞く中でも、外国の方にも必要だし、国内から来てもらう方にも必要だということでいろいろ意見がありましたけど、私は、やはり、焼津の市民がちゃんと遊べる、集える、そういうまちになっているか、そこで楽しめる焼津市になっているかということもすごい大事じゃないかなと思いました。

それで、若者が、やはり焼津で遊べるところがあるか。特にお正月、静岡市のほうに行ってしまうんですね。映画を見るんだったら藤枝市のほうに行ってしまう。電車に

乗って焼津から離れる方が多いんですよ。皆さんからお聞きするのは、やっぱり焼津でスケボーとかアスレチックとかバーベキューとか、夏はバーベキューですけど、新港なんかでできるようにしてほしいという意見とか、冬だったら、やっぱり富士山がすごくきれいに見えるので、そうした資源を生かした観光というのができるといいなというふうにも思います。

しかし、12月1日の「広報やいづ」の観光というところ見ますと、やっぱりお正月はお休みなんですよ。1月、とにかく3日間。でも、その間に市民はみんな市外に出ていってしまっている。行くところがないから。やっぱりディスカバリーとかアクアスとか深層水ミュージアム、焼津市が関係している施設も幾つかあるんですよ。だから、そういうところをやっぱりオープンして、親戚が来たら一緒にそこに、ディスカバリーへ見に行くとか、そういうことも1つあると思うんです。ただ、行き方が、自主運行バスもお休みですよ、3日まで。自主運行バスも、お正月に市内をぐるぐる回ってもらえれば、もっと観光客も市外からも呼べるし、市内の人も活用できる。そういうことも、やっぱり自主運行バスの充実もしていただきたい、そういうふうに思います。春、夏、秋、冬の焼津のいいところを自主運行バスで回ると、こんなにいいところがあるよというのがアピールできると思うんです。

それから、トイレもそうなんですけど、焼津駅がちゃんと窓口に、焼津の顔だから、ちゃんとしっかりきれいなトイレをつくっていただきたいというのと、それで、JRグループで大型事業をやるということで、来年度から鰹三昧を全国に発信してくれるという、そういう事業があるということなんですけれども、やはり小さいお店が多いと思います。そういうときに、全国からいきなり予約が殺到しちゃって立ち行かなくなっちゃう、そういう心配も一方で声が上がっています。そうするときに、やっぱりこれまで焼津市がどのように鰹三昧に対して、効果があって課題が何なのかというのは検証してきたのか。そして、それはしていないんじゃないかと思うんですよ。だけど、やはり全国に発信するんだったら、また焼津のやってきた内容を検証して、何が足りないのか。そして、実際にやっている人たちの、お店屋さんの声を聞いて焼津市が応援していくという、そういうことをしないまま、いきなりJRの宣伝がばーんと出てしまうと大混乱になってしまいますので、その辺のこともお願いしたいと思います。

以上です。

○飯塚政策企画課長 ただいまの深田委員長の5点ほど御要望といたしますか、御意見といたしますか、ございましたが、済みません、一つ一つの事業、ちょっと当課で所管していない部分がございます、詳細の説明はちょっと今この場ではできませんので、担当課のほうに伝えるとともに、まさしく今、こういったところで交流人口1,000万人を目指すプログラムでどういったことをやっていくか。それから、今後、2月にかけて、事務分掌であるとか人の配置とか、そういったことを具体的に決めてまいります。また、来年度の予算の編成のほうも今入ってございますので、そういった中で、ただいま委員長のほうからいただいた御意見を担当課のほうに伝えておきますので、それで、来年度からの新しい組織体制で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○松島副委員長 進行を戻します。

○深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第67号「焼津市部設置条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 議第68号「市長が管理し、及び執行する教育に関する事務を定める条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第68号「市長が管理し、及び執行する教育に関する事務を定める条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 議第90号「志太広域事務組合規約の変更について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○松島副委員長 進行を交代します。

○深田委員長 参考資料の58ページを見ますと、斎場会館を葬祭式場に変えるんですけど、その横の括弧としては、「以下、斎場会館と総称する」ということは、えっ、変わっていないじゃんと思ったんですけど。旧では、「斎場会館(以下、斎場と総称する)」。

葬祭式場と改めても、総称としては斎場会館と呼ぶんだよということが書いてあるので、変える意味があるのかなというふうに疑問になります。

○飯塚政策企画課長 葬祭式場と火葬場と2つございまして、その2つをあわせて斎場会館に変更するという形で、全体の名称を斎場会館と変更するというものでございます。

以上でございます。

○深田委員長 書き方として、火葬場及び葬祭式場の建設と、分け方が、括弧が上と下と分けて載ってあったものですから、「(以下、斎場会館と総称する)」というこの書き方が、葬祭式場の建設、設置及び管理に関すること、その次に、最後として、「以下、斎場会館と総称する」という書き方のほうが、火葬場と葬祭式場をあわせて斎場会館と総称するんだなというふうに読み取れるんですけど、これは書き方の問題でしょうか。

○内山総合政策部長 申しわけありません。これ自体は、条例とか規約の事務的な書き方の問題でございまして、説明するときには文章だと非常にわかりにくいところがありまして、私どもも、説明するときには、今まで、火葬場といわゆるお葬式をやる斎場会館というのをあわせて斎場というふうに呼んでいましたよと。ところが、今度は、新しくしたときには、斎場という言い方の単純なものはないようにして、火葬場と式典をやるところという意味で葬祭式場というものにして、それを今まで斎場会館と呼んでいたもので

すから、そこがちょっとわかりにくいところがあるんですけども、あわせて施設全体を斎場会館と称するということになりましたので、この表現上、斎場会館の後に、括弧してその説明をしてありまして、その後で葬祭式場というような格好にしてありますので、及び火葬場から葬祭式場までを、以下、葬祭会場と総称するという意味になります。これは、もちろん、今御質問がありましたので、もう一度総務のほうと再確認をさせていただきます。

○松島副委員長 進行を戻します。

○石田委員 深田委員長のことに関連して、今、150号線をずっと焼津のほうから行くと、道路標識のところに、右折、斎場という、あれが今度、この条例が可決された後は斎場会館という表記に改めるということで理解してよろしいですね。

○飯塚政策企画課長 ただいまの石田委員の御質問でございますが、入り口の看板の表記という形で、この議決後には変えるという形でございます。ただ、いつどのようにというのは、まだ今承知してございませんので、変わるということを説明させていただきます。

○深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第90号「志太広域事務組合規約の変更について」は全会一致、可決すべきものと決定

○深田委員長 議第91号「焼津市・大井川町合併基本計画の変更について」を議題とし、当局の説明を求める。  
(当局説明)

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○松島副委員長 委員長をかわります。

○深田委員長 66ページの広域行政推進事業の下から2番目の広域連携による施設整備というのは、今の斎場会館とかそういう一部事務組合の施設のことを指すのか、それとも、それ以外に何かあるのかお聞きしたいのと、69ページの上の第6章の公共施設の適正配置と整備について、この中で、下のほうに既存施設の有効利用、相互利用、施設の機能分担、民間委託などの管理運営方法などについても検討しますと。その前に、公共施設マネジメントについて踏まえというのが入るんですけども、公共施設、例えば学校給食センターなどはリスクを分散するという考え方もあるものですから、そうした考えは公共施設マネジメントの視点というところにもう含まれているのか。やはり施設の性質によってはちゃんとした機能を発揮できるような整備が必要かと思うんですけども、そのリスクを分散するための公共施設という位置づけというのがちょっとここには見えないんですけども、その点についてわかりましたらお願いしたいと思います。

○飯塚政策企画課長 ただいまの深田委員長の御質問は2つございましたが、まず1点目としまして、広域の施設という形でございます。こちらは、委員長のおっしゃるとおり、志太広域の施設、斎場であるとか、そういったところを予定してございます。そのほかはございません。

それから、2番の総合リスク管理という形で、主に給食センターというところがございましたが、まさしく今、公共施設マネジメントのモデル事業としましてこの学校給食の施設が上がってございます。まさしく今検討中でございます、給食センターにつきましては、そのあり方をまさしく今検討しているところでございますので、その辺、今ちょっと進捗状況がつかめてございませませんが、今検討中という形でございまして、そのリスク管理からそういった管理、運営という形で今検討をしているところでございます。以上でございます。

○松島副委員長 進行を戻します。

○太田委員 47ページで、先ほど、観光交流のやつが400万と言ったんだけど、これで行くと300万ですね。47ページ。静岡県観光交流の動向という。

○深田委員長 どっちの。

○太田委員 議案のほうです。

○深田委員長 議案書の47ページ。

○太田委員 先ほど400万と言っていましたね。

○飯塚政策企画課長 ただいまの太田委員の御質問で、議案書の47ページの観光交流客数の数字という形で、今現在、数字が古いといいますが、ここの統計数値が古いものから、私が先ほど400万と言ったのは平成28年度末の数字でございます。ここが400万人強という形で出ておりますので、済みません、ここの表には反映してございませぬので、申しわけございませぬが、この時点での数字という形で御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○太田委員 これ、平成17年のやつの見直しですよ、合併の。現在の数字を入れていなくていいんですか。

○飯塚政策企画課長 今回の修正につきましては、主には計画期間の延長というところが主になります。その他の変更につきましては、今現時点で特に必要な箇所といいますが、名称が変わったものとか、そういったものの変更とさせていただきます。ただし、人口及び財政推計につきましては5年間延長となりましたので、そこを加えたものでございます。ですので、過去の推計値につきましては今回変更させていただきます。

以上でございます。

○深田委員長 これ、新しい資料のほうがいいんじゃない。

○飯塚政策企画課長 今、御質問で、全て新しい推計値に変えるという形が好ましいという御意見がございましたが、我々のほうでも、変更という形で、合併基本計画につきましては、最終的には静岡県さんと調整をさせて、静岡県さんのほうに提出させていただくという形になっておまして、今回の法律改正に伴う変更につきましてはほかの市町との調整もありまして、全て必要な箇所だけという形でまとめてございます。そういった御指導もございまして、今回の変更につきましては、まことに申しわけございませぬが、必要な箇所の変更のみとさせていただきます。

○深田委員長 副委員長、交代します。

○松島副委員長 はい。

○深田委員長 ほかの市町も同じ平成13年から平成17年の推移を書いているということで

すね。

○飯塚政策企画課長 今回、この法律改正に伴う計画期間の延長をしている市町がそういう形で、過去のこういう推計数値につきましては変更していないという形でございます。そこは県下的に統一をとるという形で県の御指導があったという形で、今回変更はさせていただきます。過去の推移というところでですね。

以上でございます。

○深田委員長 これは、やはり私たちも大事な推移を把握していく必要があると思いますので、県に出すのとは別に、ここの古い資料のところは新しい資料として、参考資料としていただくことはできませんでしょうか。

○飯塚政策企画課長 今回出させていただいた資料につきましては、総合計画、それから、各種事業計画等で全てこちらのほうが載っていますので、そちらを御参照いただければと思います。

以上です。

○松島副委員長 進行を戻します。

○深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第91号「焼津市・大井川町合併基本計画の変更について」は全会一致、可決すべきものと決定

○深田委員長 議第92号「第6次焼津市総合計画基本構想の策定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第92号「第6次焼津市総合計画基本構想の策定について」は全会一致、可決すべきものと決定

○深田委員長 以上で総合政策部所管の議案の審査は終了した。

暫時休憩する。

休憩(10:32~10:44)

○深田委員長 会議を再開する。

財政部所管の議案の審査に入る。

議第56号「平成29年度焼津市一般会計補正予算(第4号)案」中、財政部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

- 深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 太田委員 基金が現在残っているのが47億五千何百万円と言われたんだけど、もしあるなら明細をまたいただけるとありがたいです。
- 伊東財政課長 内訳……。
- 太田委員 後から全体のやつをくればばいいです。
- 伊東財政課長 よろしいですか。後でお届けさせていただきます。
- 深田委員長 それでは、各委員に資料配付として委員長からお願いします。  
質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第56号「平成29年度焼津市一般会計補正予算（第4号）案」中、財政部所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 深田委員長 以上で財政部所管の議案の審査は終了した。  
危機管理部所管の議案の審査に入る。  
議第56号「平成29年度焼津市一般会計補正予算（第4号）案」中、危機管理部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。  
(当局説明)

- 深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 川島委員 1点だけ教えてください。感震ブレーカーの申し込みが多かったということで、当初100台分の予算が計上されたと思うんですけども、この補正でまた100台分ということでしょうか。どれぐらいの増加分を見込んで。お願いします。
- 内山危機対策課長 感震ブレーカー設置補助の補正の件数ということでございますが、当初は1件2万円を100件と見込みまして200万円を計上させていただきましたが、今回750万円の増額ということで375件分の件数を見込んでおります。合計475件で950万円の事業費となります。  
以上でございます。
- 川島委員 現状、どのぐらいの申し込みが来ておりますか。
- 内山危機対策課長 現状、当初の予算200万円分、1件2万円より若干安い器具になっておりますので、今107件を受け付けておりまして、予算はほぼ使い切って、予算もいっぱいになっている状況でございます。事前相談で100件近い御相談があるものですか、この予算が議決されればすぐに執行したいと考えております。  
以上でございます。

- 深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第56号「平成29年度焼津市一般会計補正予算（第4号）案」中、危機管理部所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 深田委員長 以上で危機管理部所管の議案の審査は終了した。  
教育部所管の議案の審査に入る。



議第56号「平成29年度焼津市一般会計補正予算（第4号）案」中、教育部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

- 深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 松島副委員長 進行を交代いたします。
- 深田委員長 33ページの小学校振興費と中学校振興費の就学援助の関係ですけれども、当初見込みよりも人数がふえたということですが、これによりましてそれぞれ小学校と中学校の要保護児童数と準要保護児童数の人数と1人当たり幾らになるのか。所得によって違うのかもしれないんですけれども、川島議員の一般質問で聞きましたけど、ちょっと確認したいんですが、いつ支給されるのか。対象となる買えるものをもう一度お願いしたいと思います。購入できるもの。
- 橋本教育総務課長 ただいまの御質問ですけれども、就学援助の関係ですけれども、まず当初、小学校ですけれども、要保護が6人、準要保護が430人と見込んでおりましたけれども、今回の補正で要保護は6人で同じですけれども、準要保護が466人と見込んでおります。また、中学生に関しましては、当初、要保護が6人、準要保護が273人、補正後は要保護が6人、準要保護が296人でございます。平均の金額に関しましては、まだこれから支給もでございますので、金額のほうは出してございません。

次の新入学児童・生徒学用品費の前倒しの関係でございます。今定例会に補正予算としてお願いをしておりますので、こちらの議決がされましたら皆さんに周知をしていきたいと考えております。

それで、日程ですけれども、1月9日から受け付けを開始して、1月いっぱいまでとりあえず受け付けをします。その方に対しましては、審査した結果、交付される方は3月1日の交付を予定しております。また、この間に申請が間に合わなかった方に関しましては、例年と同じように、4月中に申請をいただければ5月中には支給をしたいというふうに考えております。

準備金の内容ですけれども、新入学に際して必要なものということで、例えばかばん、ランドセルであるとか、制服、そういったものでございます。

以上です。

- 深田委員長 ありがとうございます。
- そうしますと、周知の方法なんですけれども、対象の児童に通知をするのか、それとも、何か学校の担任の先生から子どもを通じてお手紙を渡すのか、それとも、「広報やいづ」とかで一般的にお知らせをして募集を受けるのか、その周知の方法というのをお聞きしたいと思います。
- 購入できるものっていろいろあると思うんですけど、ランドセルとか、制服とか、体育の体操着とか、図工とか、教材品は全部学校で、新入学に必要な学校で購入するものは全部買えるものになるのか。その辺の一覧表とかというのは準備されるんでしょうか。特にないんですか。あと、部活動のこともあるんですけどね。
- 橋本教育総務課長 まず、1点目の周知の方法ですけれども、まず、小学校に入学する生徒に関しましては、市内の幼稚園、保育園、そういったところに案内のほうをさせて

いただく予定でございます。それに合わせて、1月の「広報やいづ」と市のホームページ、そちらに掲載を予定しております。また、中学校入学者に対しましては、現在、小学校にいることから、小学校を通して案内のほうを差し上げたいと思っております。

それで、対象となる品物ですけれども、細かく書いたものはありませんけれども、今言ったように、入学に際して、かばんであるとか、制服であるとか、また、体操着であるとか、そういったものに充ててもらおうということで考えております。

以上です。

○深田委員長 ありがとうございます。

ランドセルとか制服というのは物すごく高いんですね。それで今1人当たり幾らになるのかなとお聞きしたんですけれども、ちょっとまだわからないよということなので、全て賄える金額なのか、全然補助的な金額なのか、何分の1ぐらいを支給されるのか。その辺のことを教えてください。

○橋本教育総務課長 まず、支給額のほうが決まっております。小学校に関しましては、今年度から、平成29年度から今まで2万470円であったものが4万600円に上がっております。中学校に関しましても、今まで2万3,550円であったものが平成29年度から4万7,400円という形で限度額が決まっております。

以上です。

○深田委員長 やはり今までの低過ぎたと思うんですけれども、これだとかばんか制服かのどちらかを選ばなきゃいけないというまだまだ低い金額だなというのを感じましたけれども、さらなる増額というのが必要かなと思いますけれども、様子はわかりました。ありがとうございます。

○松島副委員長 進行を戻します。

○深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第56号「平成29年度焼津市一般会計補正予算(第4号)案」中、教育部所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 以上で教育部所管の議案の審査は終了した。

生涯学習部所管の議案の審査に入る。

議第56号「平成29年度焼津市一般会計補正予算(第4号)案」中、生涯学習部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○太田委員 モンゴルのやつは全部焼津市で費用負担をするという捉え方なんですか。それだけお聞きします。

○渋谷スポーツ振興課長 モンゴル国の強化合宿に関する件でございますが、この8月に市長がモンゴル国に行かせていただきまして、実施計画書等、調印させていただいたところでございます。今回につきましては合宿に関する費用をモンゴル国のほうから持ってくださいと、そういうようなお話がございまして、そこのところで了解をさせていた

だいたところでございます。

○太田委員 モンゴル国のほうで持つと。

○渋谷スポーツ振興課長 モンゴル国のほうから、申しわけないけど、ことしについては焼津市さんのほうで全て持っていただきたいと、そういうような申し出がございまして、それを了解いたしまして合宿をやらせていただいているところでございます。

○太田委員 それだと、これからも焼津市が持つ可能性はあるということですね。

○渋谷スポーツ振興課長 モンゴル国と協議の上でモンゴル国で予算を用立てできるものについてはモンゴル国のほうで予算をしてくれということをお願いをしまりまして、来年度以降につきましては、国内に係る部分につきましては焼津市のほうで費用を持たせていただきたいというふうに、そのように考えておるところでございます。

以上です。

○太田委員 それだと、全額焼津市で持つということですね。モンゴル国が日本でいろいろなことをやることについては、オリンピック協会からは全然お金が入らないということですね。

○渋谷スポーツ振興課長 日本国内での練習に関する費用については焼津市のほうで持たせていただきまして、これにつきましてはホストタウンという事業がございまして、ソフト事業のうちの2分の1を特別交付税の中で歳入されると、そういうような形で戻りがあります。ただ、全部の項目が入るわけではございませんが、そのホストタウンの国で決まっておりますそのものに該当する分については2分の1を国のほうで持っていたくことになっております。

以上でございます。

○太田委員 それだけ焼津市が費用を持つということは、やっぱり焼津市民にもうちちょっとPRしながら、焼津市にいろいろなものに還元できるような形をとられたらどうかなと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○渋谷スポーツ振興課長 済みません、この4月に市内の38団体から構成されますホストタウン推進協議会という、これは焼津市内の企業でございまして、いろんな産業界の方々を代表とする推進協議会をつくらせていただいたわけですが、その方々を通してまずは広めていきたいということと、それから、10月から12月にかけて、そのような方々に関係するところにモンゴル国と焼津の国旗を、十字になっているものですけれども、そういうものを各団体さんのほうに配付させていただきまして、窓口を設けておいて、来た方にそういうようなことで応援しているというような、そういうことをやってくださいというお願いはしたところでございます。今後もいろんな機会を捉えまして市民の皆さんに周知していくとともに、市民の多くの方に応援していただける、そういう体制づくりは進めていきたいというように考えております。

以上でございます。

○太田委員 これは要望なんですが、せっかくですから小学校、中学生と交流を持たせるような形で次世代へつなぐということならば別に僕は費用が惜しいとは思わないんですけども、ただ、焼津市の満足だけでモンゴルを受け入れているとこの費用が無駄になってしまうので、何かそんな企画もくるめながら将来にかけていくという格好をとられたらどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○渋谷スポーツ振興課長 今御指摘いただきましたように、こちらに来たときには交流は  
やっております。そういう中で、今委員がおっしゃられましたとおり、子どもたちもよ  
り参加できる交流というのを進めていくように考えております。

以上でございます。

○太田委員 よろしくをお願いします。

○渋谷スポーツ振興課長 済みません、1つ言い忘れましたが、2年前からモンゴル国の  
子どもたちが3月に焼津に参りまして、焼津で行われますレスリングの大会に参加して  
おられるんですが、その大会にも焼津のレスリングをやっておる子どもたちも参加して  
おりまして、そういう方々が来たときにはお互いの食事の提供でございますとか、ほか  
の交流も行っておりますので、そういうものにつきましては引き続き進めていくように  
したいというように考えております。

以上でございます。済みません。

○深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第56号「平成29年度焼津市一般会計補正予算(第4号)案」中、生涯学  
習部所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 次に、議第69号「焼津市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制  
定について」から議第83号「焼津市大井川河川敷運動公園管理条例の一部を改正する条  
例の制定について」までを一括して議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○太田委員 議第73号の中央広場のところで改定された3号のほうなんだけれども、その  
ほか市長が特に必要とする、今までは市長が必要と認めるときということで、何で「特  
に」を入れたのかお聞きしたいんですが、それが1点、それから、74号の体育館条例の  
一部を改正する条例で6条の2項、旧のほうはスポーツ少年団の指導者の引率もと入っ  
ているんだけれども、新のほうはスポーツ少年団が抜けているんだけれども、スポーツ  
少年団は免除されないんですか。

○冨田社会教育課長 それでは、御質問にお答えします。議第73号の焼津中央広場条例の  
一部を改正する条例のうち、市長の免除規定のところで説明させていただきます。

今回、「特に」と入れさせていただき、もう一つは「減額、または」を追加させてい  
ただきました。これは決められた料金を簡単に変えてはいけないよというような意思表  
示でありまして、それが全市的な減免の中で統一した文言に整理させていただいたも  
のでございます。

○渋谷スポーツ振興課長 議第74号の焼津市体育館条例の一部を改正する条例の制定につ  
いてのうちの第6条の第2項でスポーツ少年団の関係がなくなっているというような御  
指摘でございますが、これにつきましては別表のほうに高校生以下の者に係る使用料と  
いうのを新しく明示させていただきまして、そのところで2分の1の金額で使用でき  
るというような形にさせていただいたものでございますので、このところから抜かせ

ていただいたところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○太田委員 わかりました。

○松島副委員長 二、三お尋ねいたします。

本来、先ほどの議第56号の予算のところでお質問すべきものなのかなという部分もあったんですが、今回、焼津市の大きな流れの中で総合政策のほうから提案のあった焼津市の部の設置条例の一部を改正する条例の制定の中で、このスポーツ行政が観光と文化と一緒に一元化して交流人口の拡大をしていこうというお話を聞いています。その中で、今回、スポーツに関しては一般質問等でもさせていただいたんですが、非常に有効な手段であるよということをお聞きしました。

それで、ただいま、スポーツ施設、各グラウンドであるとか体育館が障害のある方の社会参加を促すことを目的としてということで、使用料の免除等を施策としてやっていくよということなんでしょうけども、一方では、総合体育館で大きな大会を開いてたくさん人を集めたい、どんどんどん数をやっていきましょうよということもあるんでしょうけども、使う方の場所が少なくなるんじゃないかなという不安もありながら、とはいえ、パラリンピックを見てわかるように、障害のある方もない方もともという部分では非常にこういう指導、施策に関しては賛同するところではあるんですけども、こういうこともやっていく中で、これからスポーツをする環境が逆にどうなるのかなという心配もありました。

それで、1つは、体育館がこの後新しくなったシーガルドームがいろんな各種大きな大会が入ってくると思うんですが、どんなものが入ってくるのかなということもお聞きしたいなというのがあって、そうすると、今度、市民はどこでスポーツをすればいいのかな、障害者はどこでスポーツをすればいいのかなということで、そういった区分けが今後も必要になってくると思いますので、差し当たり今1つお聞きしたいのは、シーガルドームがどんな大会を誘致しているのかということ、将来に向けて、将来というか、来年のことも決まっているようなものがありましたらお聞きしたいなと思いました。

この前、体育館のオープン記念の式典に出ささせていただいて非常に暖かかったのでびっくりしました。風が吹かないので、卓球、バドミントンとか、体育館の中でも空調に影響されないようなものというのは、これは積極的にもっともっと世にアピールをしていただいたらどうかなと思いましたので、2つ目としては、そういう使い勝手もあると思いますので、その辺のPRはどのように考えているかということをお聞きしたいなと思いました。御答弁のほうをお願いいたします。

○渋谷スポーツ振興課長 1点目でございますが、これから大きな大会はどんなものを考えているかということだと思っておりますが、来年度につきましては当然モンゴル国のレスリングの強化合宿を1つ考えております。そのほかに、本会議でも部長のほうから御答弁させていただいたかと思っておりますが、全国教職員の卓球大会と、それから、全日本女子の中学のレスリング大会、そういうような全国大会の開催が決まっているところでございます。このほか、時期はまだ未定でございますが、全日本のスリー・バイ・スリーのバスケットの強化合宿、あるいは車椅子バスケットの強化合宿につきましても、これからも積極的に招致を進めてまいりたいというように考えております。

それから、2点目の件でございますが、PRをどのようにということでございますが、これから総合体育館等の施設の優先予約を各競技団体と話をさせていただきますが、そういう中でも各競技団体の皆さんにまずこのような施設が非常によく来たということ、また全国規模の大会等を積極的に皆さんのほうからも御提案していただきたいというようなお願いをする予定でございますし、現在のところ、武道関係の大会もやりたいというようなお話が口頭ではありますが、まだ決定はしておりませんが、今後は、今委員がおっしゃられましたように、輻射式ということで、卓球、あるいはバドミントン、風の影響を受けない、そういうような大会につきましても積極的に誘致していきたいと考えておりますし、実情、きょうから日曜日まではアジアベテラン卓球大会が総合体育館で開催されておまして、16カ国から880人余りの方が見えております。そういうことで、今回の輻射式にした効果というのがもう既にあらわれているというように考えております。

2点目のPRとの関係もでございますが、先ほど申し上げましたとおり、競技団体の方々にまずはお願いするとともに、我々のほうからもいろんな各種団体に働きかけを、日本の競技連盟とか、協会とか、そういうところに働きかけをしてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○松島副委員長 ありがとうございます。今もう既にきょうもたくさんの国の方、人数が来ているよということになると、やっぱり人が動く、物が動くとお金も動くということも私はあると思いますので、積極的にそういった誘致をしていただいてシティーセルスにつなげていただきたいなというふうに思います。

それと、そうはいっても、一方で、あそこでやっていた市民のスポーツはどこでやるんだという部分は兼ね合いも今後出てくると思いますので、ここからは要望ですけれども、うまく振り分けをしていただいて、体育館の使用という部分を障害のある方、ない方もともにできるようにということ、そして、障害のある方に関しては障害者団体の合宿なんかを積極的に見ていただくというようなこと、これは近隣の市町も含めてやれば、焼津の体育館へ行くときすごいねというようなことで非常に評価も高まると思いますので、このスポーツ行政をうまく、今後の組織がちょっと変わってきますけれども、どういう形になるか、具体的には細かいところまで、設置場所とかもわかりませんが、うまくやっていただいて市の発展につなげていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○渋谷スポーツ振興課長 ことしの地域交流スポーツ祭、いわゆる自治会対抗の競技につきましては、総合体育館の工事によりまして開催を危惧していたところでございますが、それこそ委員にも御承認いただいておりますスポーツ推進委員の方々や各自治会の方々の御協力により分散型で開催できて非常にありがたく思っております。来年度につきましては、今までどおり、総合体育館を会場に地域交流スポーツ祭は開催したいと思いますし、これにつきましては、5月のファミリーバドミントンから始まり11月のメディンボールまで、5競技と、それから、もう一個、ワンバウンドふらばーという競技が新しく導入されて、6つの競技を総合体育館のほうで行わせていただきたいと思っております。

それと、障害を持った方のお話もございましたが、今までも車椅子のバスケの強

化合宿を行っておりますし、そういう障害のある方からのお話もいただいておりますので、そういうような形で積極的に全国的なもの等を初めとして、焼津市のシーガルドームを使うように私のほうでも心がけていきたいと思っております。

それと、もう一点でございますが、本会議でも市長のほうから答弁させていただきましたが、平成30年度を目途にスポーツ振興計画というものを策定する予定でございます。これにつきましては、ソフト面、ハード面の両方につきまして焼津市としてこれからどうしていくんだと。さらに、施設につきましても、今おっしゃられましたように、総合体育館があります。焼津体育館もあります。大井川体育館もあります。それから、それぞれの公民館等もありますので、そういうものを機能分担しながら市民の皆様にご提供させていただくような、そういうような形のことを計画として策定したいと考えておりますので、これからもよろしくお願ひします。

以上でございます。

○松島副委員長 委員長を交代いたします。

○深田委員長 議71号のディスカバリーパーク、これは障害者の方は減免規定が書いてありましたっけ。これはないんですかね。教育委員会が市長にかわるだけで、利用料金の関係は、88条。

○富田社会教育課長 参考資料を見ていただいたほうがわかりやすいかと思ひます。16ページの比較表をごらんください。8条の2で規定しております。

○深田委員長 肢体不自由のお子さんをお持ちのお母さんとか、車椅子の方とか、どうしても付添者が必要な方もいるので、規則で定める障害者が観覧するときは無料だけれども、1人じゃ来られない人もいるので、やはり障害を持つ方で付添いが必要な方は付添者も無料にさせていただくということは、「そのほか市長が特別の理由があると認めるとき」にかかわるのか、そこに対象となるのか、その辺のことをお考えいただきたいと思ひます。そんなに人数が多くて営業にかかわるといふ問題じゃないと思ひますので、お願ひします。

それから、33ページの焼津市の漁船員のテニス場条例、1人当たり、例えば8時から午後6時まで、各時間帯につき720円とか、1,430円をお支払いするんですけど、テニスって1人じゃできないので、2人以上でやるんです。そのとき、1人の方が障害を持っていて1人の方は障害を持っていないという、障害を持っていない方だけはお支払いするのか、無料になるのか、この辺がちょっとわからないんですけども、何人かの人数で借りたときにコートを借りる中に1人でも障害者がいれば無料になるのか、その辺のことを。

○富田社会教育課長 それでは、御質問にお答えさせていただきます。

まず、ディスカバリーパーク焼津条例の一部を改正する条例でございます。今現在、付添いの方、障害者1人につき1名の方を2分の1の減免をしております。それは議員がおっしゃいましたように、市長が特別な理由があると認めるときの中で決裁行為でさせていただいております。今回の改正につきましては……。

申しわけありません。免除をしているということでした。

そして、今回の規定につきましては条例では決めておりませんが、同じように、後退するということは考えておりませんので、それを今回は規定していきたいと思ひており

ます。

済みません、決裁行為の関係なんですけれども、平成16年4月から適用しております。付き添いの方も全額免除でございます。

- 渋谷スポーツ振興課長 漁船員のテニスコートの使用料の件でございますが、これにつきましては申請主義で対応させていただいております。したがって、申請者が障害を持っている方のお名前でも申請していただければ、そのところは減免の対象になりますが、申請の方が一般の健常者の場合には、申しわけございませんが、申請主義ということでやらせていただいておりますので、そのところは通常の扱いになってしまいます。かといって、身障者が申請してこられまして、例えば10人でやる場合、身障者の方が1人で健常者の方が9人ということになりますと、なかなかそれで減免していいのかということもございますので、そのところは、申しわけございませんが、運用の中で半分ぐらいということと考えさせていただければというように考えているところでございます。
- 以上でございます。

- 深田委員長 ありがとうございます。

そうしますと、ディスカバリーの方は平成16年から今回も変わらず、これからも変わらず付添いは免除ということで、それは条例には書いてございませんけれども、何か規則に書いてあるということでしょうか。

それと、漁船員のテニスコートの条例の関係では、そうした半分ぐらいということが条例の中ではわからないものですから、それは何か規則の中に書いてありますでしょうか。

- 富田社会教育課長 先ほどお話しさせていただきましたが、市長が特に認めるという場合ということで、その条項を適用させていただきますので、平成16年に決裁を受け、その後、適用させていただいております。

- 深田委員長 ディスカバリーパークの関係ですね。漁船員のテニスコートのほう。

- 渋谷スポーツ振興課長 漁船員のテニスコートの先ほどの件でございますが、申しわけございません、規則等では記載はしてございませんが、運用の中で行わせていただいております。したがって、申請時に相手の方にそういうこともお話をさせていただく中でやらせていただいておりますので、そんな形で進めたいと思います。

以上でございます。

- 松島副委員長 進行を戻します。

- 深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第69号「焼津市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について」から議第83号「焼津市大井川河川敷運動公園管理条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 深田委員長 以上で生涯学習部所管の議案の審査は終了した。

以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。

これで総務文教常任委員会を閉会とする。

閉会(12:06)